

# ディスクロージャー分析 ～コーポレート・ガバナンスに係る開示分析～

2023.8.2

当ディスクロージャー分析レポートでは、「企業内容等の開示に関する内閣府令」等の改正に伴い、コーポレート・ガバナンスに関する開示がどのように拡充されたのかについて、2023年3月期の有価証券報告書を対象として調査・分析を実施した。

## はじめに

2023年1月31日付で「企業内容等の開示に関する内閣府令」等（以下、改正開示府令という。）が改正され、2023年3月期の有価証券報告書（以下、有報という。）より、コーポレート・ガバナンスに関連する箇所として、【コーポレート・ガバナンスの概要】【監査の状況】【株式の保有状況】のそれぞれの箇所における開示内容が拡充された。

そこで、当ディスクロージャー分析レポートでは、2023年3月期有報を対象として、コーポレート・ガバナンスに関する開示がどのように拡充されたのかに関して、調査・分析を実施した。

## 改正開示府令の概要及び調査分析結果

本調査は、いずれもJPX日経インデックス400（2023年7月現在）の3月末決算の日本基準適用会社のうち、2023年6月30日までに有報を提出した会社（200社）を調査対象としている。

なお、本調査に当たっては、開示Netを利用し、キーワード検索を中心とした事例分析を行っているため、網羅性等は保証しない。

## （1）コーポレート・ガバナンスの概要

### <改正概要>

2022年6月に公表された、金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告（以下、DWG報告という。）では、取締役会、指名委員会・報酬委員会等の活動状況に関する投資家の関心が高まっていること等を理由として、法定開示書類上で開示を充実させるべきであるとの提言がなされている。

これを受けて、改正開示府令では、【コーポレート・ガバナンスの概要】として、新たに、当事業年度における提出会社の「取締役会」、「指名委員会等設置会社における指名委員会及び報酬委員会」、「企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの」の活動状況として、開催頻度・具体的な検討内容・個々の取締役又は委員の出席状況等を記載することとされた。

### <調査分析>

本調査では、コーポレート・ガバナンスの概要に関する改正のうち、①「企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの」として、委員会等の活動状況を開示している会社がどの程度存在するのか、また②指名委員会（提出会社が任意に設置する委員会及び指名委員会等設置会社の指名委員会）等

における具体的な検討内容として、コーポレート・ガバナンス上重要と考えられるサクセッションプラン（後継者育成計画）について記載している会社がどの程度存在するのかについて、調査した。

① 企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会等の記載状況（指名委員会等設置会社19社を除く）

	社数
指名委員会等設置会社における指名委員会又は/及び報酬委員会に相当する委員会を記載	130
指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する委員会以外の委員会等も記載（注1）	28
企業統治に関して提出会社が任意に設置する委員会の活動状況の記載なし又は任意に設置する委員会がない	23
合計	181

（注1）ガバナンス委員会、コンプライアンス委員会、サステナビリティ委員会、経営会議等の活動状況の記載が見られた。

（注2）調査は、「活動状況」「指名」「報酬」「委員会」等のキーワードに基づき行っている。

② 当事業年度における指名委員会（提出会社が任意に設置する委員会及び指名委員会等設置会社の指名委員会）等における具体的な検討内容において、サクセッションプラン（後継者育成計画）の記載があるか

	社数
記載あり（注1, 2）	61
記載なし又は該当なし	139
合計	200

（注1）「サクセッション」「後継者」「後継候補」「次世代経営人材」「育成」等のキーワードに基づき調査した。

（注2）記載ありのうち、指名委員会等設置会社は11社である。

＜調査分析結果＞

①「企業統治に関し提出会社が任意に設置する委員会その他これに類するもの」の活動状況については、記載する必要があるとされているが、「指名委員会等設置会社における指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会」以外については記載の省略が可能であるとされている。そのため、経営会議やサステナビリティ委員会等の、提出会社が任意に設置する委員会等について活動状況を記載している企業は、およそ2割弱にあたる28社に留まる結果となった。

②「サクセッションプラン」は、企業の持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を確保する観点から、重要課題の一つであると考えられる。調査分析の結果、およそ3割にあたる61社が具体的に検討を進めている状況にあることが明らかになった。

## （2）監査の状況

＜改正概要＞

DWG報告では、監査役会等における実質的な活動状況や、KAMに関する監査役等の検討内容を開示項目とすることで、投資家と監査役等との対話を促進させていくことが、監査の信頼性確保の観点から重要であるとの提言がなされている。

これを受けて、改正開示府令では、【監査の状況】として、当事業年度における「監査役及び監査役会」（監査等委員会、監査委員会）の活動状況の開示項目のうち、従来の「主要な検討事項」とされていた項目が、「具体的な検討内容」に変更されている。

さらに、内部監査体制の基本的な情報は、投資家にとっても有用と考えられることから、デュアルレポーティングラインの有無を含む内部監査の実効性の説明を、有報上の開示項目とすべきであるとの提言がなされたことを受け、改正開示府令では、新たに、内部監査の状況として、内部監査の実効性を確保するための取組（内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組みの有無を含む。）について、具体的にかつ分かりやすく記載することとされた。

ここで、「内部監査部門が代表取締役のみならず、取締役会並びに監査役及び監査役会に対しても直接報告を行う仕組み」とは、いわゆるデュアルレポーティングラインともいわれる。デュアルレポーティングラインとは、通常CEO等のみの指揮命令下にある内部監査部門が、業務執行ライン上のレポーティングライン（報告経路）に加えて、取締役会と並んで監査役会等に対しても、同時に直接のレポーティングラインを確保することを意味する。

内部監査の実効性を確保する上で、デュアルレポーティングラインが必要となる理由は、通常、内部監査部門はCEO等のみの指揮命令下に置かれているという性質上、経営陣幹部自体に不正事案等が発生した場合には、独立した機能が十分に発揮されないという問題があると考えられるからである。機能的な連携を図るために、内部監査部門から、取締役会や監査役等へ直接報告する制度（デュアルレポーティングラインの構築）を構築することは、重要な意義を有しているといえる。

## <調査分析>

本調査では、①「内部監査の実効性」というキーワードを用いて開示している会社がどの程度存在するか、②デュアルレポーティングラインに関する仕組みや体制を構築していると記載している会社がどの程度存在するか、③内部監査部門の直接報告先（代表取締役を除く）はどこかについて調査した。

### ① 「内部監査の実効性」というキーワードを用いて開示しているか

	社数
言及している（注1）	57
言及していない	143
合計	200

（注1）「内部監査の実効性」のキーワードに基づき調査した。

### ② デュアルレポーティングラインに関する仕組みの有無を開示しているか

	社数
仕組みや体制を構築していると明記している（注1）	48
仕組みはないと明記している（注1）	1
体制構築等に関する明記はないが、「直接報告」もしくは「報告」しているという事実を記載している（注2）	151
合計	200

（注1）「仕組み」「体制」等のキーワードに基づき調査した。

（注2）「直接報告」「報告」のキーワードに基づき調査した。

③ 内部監査部門の直接報告先（代表取締役を除く）

	社数
取締役会並びに監査役及び監査役会（注1）	156
取締役会（各取締役に報告する事例も含む）のみ	7
監査役会（監査等委員会、各監査役に報告する事例も含む）のみ（注2）	35
直接報告に関する仕組みがないと明記している又は有報上、該当箇所からは報告先が直接読み取れない	2
合計	200

（注1）各取締役、監査等委員会などに報告している事例を含む。

（注2）「監査等委員会を通じて取締役に報告する」など、間接的に報告するケースを含む。

<調査分析結果>

①「内部監査の実効性」というキーワードを用いて開示している会社はおよそ3割弱にあたる57社となり、多くの会社は、必ずしもキーワードを用いることなく、内部監査の実効性について記載している状況であった。

②デュアルレポーティングラインに関して、その仕組みや体制等を構築していると明記している会社はおよそ2割強にあたる48社ある一方、仕組みはないと明記している会社も1社存在した。多くの会社は、仕組みの有無に関しては、特段明記をせずに、直接報告、もしくは報告している等の事実を記載していた。

③内部監査部門が直接報告する先として、取締役会並びに監査役及び監査役会としている会社はおよそ8割弱にあたる156社に上る一方、どちらか片方に対して報告している会社も一定数存在した。

（3）株式の保有状況

<改正概要>

DWG報告では、投資家と投資先企業の対話において、政策保有株式の保有の正当性について建設的に議論するための情報が提供されることが望ましいと提言されている。

これを受けて、改正開示府令では、【株式の保有状況】において、保有目的が営業上の取引、業務上の提携等を目的とする場合には、当該事項の概要を記載することとされた。

<調査分析>

本調査では、【株式の保有状況】c.特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報の図表のタイトル欄に「業務提携等の概要」が追加されたかについて調査を行った。

【株式の保有状況】の関連する図表のタイトル欄に「業務提携等の概要」が追加されたか

	社数
追加された	152
追加されていない	48
合計	200

（注）「業務提携等の概要」のキーワードに基づき調査した。

<調査分析結果>

金融庁のパブリックコメントの結果NO.318等では、「営業上の取引」又は「業務上の提携」といった定型的な記載にとどまるのではなく、投資者と企業との対話に資する具体的な開示内容となるよう適切に検討し開示することとされている。

## <調査分析結果>

タイトル欄に「業務提携等の概要」を追加した会社を対象として、2022年3月期と2023年3月期の開示内容を比較した結果、2023年3月期については、比較的多くの会社で、前年と比較して業務上の提携内容を補足説明している事例が見受けられた。また（業務提携等の概要）と項目立てして記載しているケースも見受けられた。

さらに、DWG報告では、「業務提携等の概要」に関して、有報における重要な契約や関連当事者情報とも関連付けて記載すべきと考えられるとされており、これを受けて「企業内容等の開示に関するガイドライン」では、記載内容が同様である又は重複する箇所がある場合、当該箇所に省略することなく記載することが適当であるものを除き、当該他の箇所と同様もしくは他の箇所を参照する旨の記載を行うことができるとされている。今回の調査結果においても、他の箇所を参照して記載している事例が1社見られた。

## おわりに

当ディスクロージャー分析レポートでは、2023年3月期有報を対象として、コーポレート・ガバナンスに関する開示状況を調査・分析した。コーポレートガバナンス・コードにおいて、コーポレート・ガバナンスとは、「会社が、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等の立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定を行うための仕組み」であると定義されている。実効性あるコーポレート・ガバナンス体制を構築し、それが適切に実践されることこそ、企業の持続的成長と中長期的な企業価値

の向上の実現に繋がるものと考えられる。

2023年3月決算を終え、有報提出を終えられたのも束の間、2024年3月期はすでにスタートしている。

各企業におかれては、2024年3月期に向けて、より一層強固な組織基盤作りを行い、そうした取組みや状況を客観的かつ透明性のある丁寧な開示によって、明らかにしていくことが期待される。

以上